

## 国民年金保険料還付金の未請求者管理事務の改善

### — 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえてあっせんした事例 —

#### 相談要旨

■ 最近になって、以前に前納した6か月分の国民年金保険料が、過誤納であるため還付対象になっていたことが分かった。しかし、私が請求しないまま2年が経過したため、消滅時効が完成しているとして還付が受けられなかった。社会保険事務所では、私あてに還付通知書や請求書を送付したとしているが、私は書類を受け取った覚えがなく、知らないうちに請求する機会を失ってしまった。国民年金保険料還付金の未請求者に対する事務を改善してほしい。



#### 事務の概要

■ 社会保険事務所は、保険料減免等に伴う年金保険料の過誤納があった場合には、該当する被保険者に還付金の請求書類を送付  
該当者が還付金を請求しないまま経過すると、時効で権利が消滅することから、社会保険事務所では、未請求者リストを作成し、定期的に請求書の提出を勧奨（催告）する事務を実施



#### ☆行政苦情救済推進会議の意見及び当事務所の措置☆

- ◆ 当事務所の行政苦情救済推進会議は、「過誤納に係る保険料を、被保険者に確実に還付することは、保険者（社会保険事務所）の責務であり、当該被保険者の還付請求権が時効により消滅することがないよう最大限の努力をする必要がある。」との意見
- ◆ 上記の意見を踏まえて、当事務所では、沖縄社会保険事務局に対し、還付金未請求者リスト等必要な情報の収集・作成、勧奨の時期・回数及び手順を明確に示すこと等により、未請求者の管理事務を徹底するよう、管内社会保険事務所を指導すること等をあっせん



#### ☆関係機関の対応☆

- ◆ 沖縄社会保険事務局では、管内社会保険事務所における過誤納保険料の還付を確実にを行うため、国民年金保険料還付請求書の提出勧奨の時期、回数や手順を明確にするよう、還付請求書の未提出者に対する提出勧奨の実施に関する取扱要領を策定するとともに、管内社会保険事務所への指導を実施

#### ☆全国的に改善を推進☆

- ◆ 本件については、他の社会保険事務局管内でも有り得るとみられることから、本省において、全国的な改善の推進に資するよう社会保険庁に対する参考連絡  
これを踏まえ、社会保険庁では、①還付金未請求者リスト等を活用して、還付金等の未請求者の管理を徹底すること、②還付請求書を送付してから概ね6か月を経過しても未請求となっている者に対しては、文書による提出勧奨を実施することについて、全国の地方社会保険事務局を指導